

令和9年度 会計年度任用職員募集業務

任用業務	子ども総合センター 児童相談員（判定）	子ども総合センター 心理ケア業務 （児童心理司）	子ども総合センター 心理判定業務	一時保護施設 心理療法担当職員	一時保護施設 夜間保育士	24時間子ども相談 ホットライン電話相談員	病院等付添協力員業務 （日々雇用：昼間）	病院等付添協力員業務 （日々雇用：夜間）
勤務場所	子ども総合センター	子ども総合センター	子ども総合センター	子ども総合センター	子ども総合センター	子ども総合センター	子ども総合センター （児童が入院する 市内医療機関等）	子ども総合センター （児童が入院する 市内医療機関等）
受験資格 （任用業務別）	○学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）若しくは大学院において心理学を専攻する学科※又はこれらに相当する課程を修めて卒業（修了）した人 （令和9年3月までに大学若しくは大学院を卒業する見込みの人を含む） ※「心理学を専攻する学科」とは、「心理学科」、「教育心理学科」、「社会心理学科」等、学科名に「心理学」を冠した学科、または心理学専攻、心理学主専攻、心理学コース等、明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等	○公認心理師の資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）若しくは大学院において心理学を専攻する学科※を卒業（修了）した人 （令和9年3月までに大学若しくは大学院を卒業する見込みの人を含む）のいずれかを満たすこと ※「心理学を専攻する学科」とは、「心理学科」、「教育心理学科」、「社会心理学科」等、学科名に「心理学」を冠した学科、または心理学専攻、心理学主専攻、心理学コース等、明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等	○公認心理師の資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）若しくは大学院において心理学を専攻する学科※を卒業（修了）した人 （令和9年3月までに大学若しくは大学院を卒業する見込みの人を含む）のいずれかを満たすこと ※「心理学を専攻する学科」とは、「心理学科」、「教育心理学科」、「社会心理学科」等、学科名に「心理学」を冠した学科、または心理学専攻、心理学主専攻、心理学コース等、明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等	○公認心理師の資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）若しくは大学院において心理学を専攻する学科※を卒業（修了）した人 （令和9年3月までに大学若しくは大学院を卒業する見込みの人を含む）のいずれかを満たすこと ※「心理学を専攻する学科」とは、「心理学科」、「教育心理学科」、「社会心理学科」等、学科名に「心理学」を冠した学科、または心理学専攻、心理学主専攻、心理学コース等、明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等	○保育士資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む）	○教員免許（全学校種・職種可）を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○保育士資格、社会福祉士資格、社会福祉主事任用資格、公認心理師資格、認定心理士資格、臨床心理士資格又は臨床心理士受験資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○1年以上児童福祉施設等の業務に従事したことのある人	○教員免許（全学校種・職種可）を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○看護師免許を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○保育士資格、社会福祉士資格、社会福祉主事任用資格、公認心理師資格、認定心理士資格、臨床心理士資格又は臨床心理士受験資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○1年以上児童福祉施設等の業務に従事したことのある人 ○子育て支援員研修の「地域保育コース」を修了した人のいずれかを満たすこと	○教員免許（全学校種・職種可）を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○看護師免許を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○保育士資格、社会福祉士資格、社会福祉主事任用資格、公認心理師資格、認定心理士資格、臨床心理士資格又は臨床心理士受験資格を有する人（令和9年3月までに取得する見込みの人を含む） ○1年以上児童福祉施設等の業務に従事したことのある人 ○子育て支援員研修の「地域保育コース」を修了した人のいずれかを満たすこと
業務内容	発達相談におけるインテーク面接等	児童及び保護者に関する心理アセスメント、心理療法、カウンセリング等	療育手帳、発達相談等にかかる心理判定（知能・発達検査）	一時保護児童の生活場面での面談、行動観察及び指導・支援等の業務	夜間における一時保護児童への指導・支援等の業務（保育士）	電話相談対応等	児童入院時等の付添及び生活介助（昼間）	児童入院時等の付添及び生活介助（夜間）
任用期間	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は4回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は4回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は4回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は4回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は2回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は2回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は2回までを限度とする。	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ＊勤務状況が良好な場合は次年度も任用を更新することがある。ただし、更新は2回までを限度とする。
勤務日	平日 （月～金のうち週4日、祝日を除く）	平日 （月～金のうち週4日、祝日を除く）	随時	土、日を含む週5日 （祝日を除く）	4日に1回（夜勤）	5日間で日勤と夜勤を1回ずつ	随時（日勤）	随時（夜勤）
勤務時間	8時30分～17時00分 （7.5時間、休憩1時間）	8時30分～17時00分 （7.5時間、休憩1時間）	① 8時30分～17時00分 （7.5時間、休憩1時間） ② 8時30分～12時00分 （3.5時間） ③13時00分～17時00分 （4時間）	9時00分～17時30分 （7.5時間、休憩1時間）	16時30分～翌日9時30分 （16時間、休憩1時間）	日勤 9時～17時 （7時間、休憩1時間） 夜勤 16時30分～翌日9時30分 （16時間、休憩1時間）	9時00分～17時00分 （7時間、休憩1時間）	16時30分～翌日9時30分 （16時間、休憩1時間）
週（時間）	30	30	—	37.5	28.1	32.3	—	—
年次休暇	あり	あり	勤務日数に応じて付与	あり	あり	あり	勤務日数に応じて付与	勤務日数に応じて付与
報酬 （令和9年予定額） ※地域手当を含む	月額 191,224円 ～ 215,541円	月額 191,224円 ～ 230,194円	時間額 1,909円 参考 ①14,317円（7.5時間） ② 6,681円（3.5時間） ③ 7,636円（4時間）	月額 239,031円 ～ 287,744円	時間額 1,648円 参考 勤務1回（16時間） 26,368円	時間額 1,581円 参考 日勤1回（7.5時間） 11,067円 夜勤1回（16時間） 25,296円	時間額 1,251円～1,470円 参考 日勤（7時間） 8,757～10,290円	時間額 1,251円～1,470円 参考 夜勤（16時間） 20,016～23,520円
交通費	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
賞与	あり	あり	なし	あり	あり	あり	なし	なし
手当等	地域手当、時間外手当、 特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 夜間勤務手当、特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 夜間勤務手当、特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 特殊勤務手当あり	地域手当、時間外手当、 夜間勤務手当、特殊勤務手当あり
退職金	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
社会保険 制度	健康保険、厚生年金、 雇用保険加入	健康保険、厚生年金、 雇用保険加入	—	健康保険、厚生年金、 雇用保険、労災保険加入	健康保険、厚生年金、 雇用保険、労災保険加入	健康保険、厚生年金、 雇用保険加入	労災保険加入	労災保険加入

※報酬や週（時間）等の勤務条件は、社会情勢等の変化により変更される場合があります。

＜子ども総合センター＞ 18歳になるまでの子どもの心身に発達遅れや、非行、不登校等、また、虐待されている子どもや、家庭で育てられないことのできない子どもについて、児童福祉司や児童心理司など専門スタッフが相談に応じています。

＜子ども総合センター（一時保護施設）＞ 概ね2歳以上18歳未満の子どもについて、児童福祉法に基づき、保護者による家庭内での養育・監護が困難な場合や家出、被虐待、不登校、家庭内暴力、非行等さまざまな理由により児童の福祉が害されている場合などにおいて、児童の健全育成を図る立場から一時保護を行っています。